

カーボン・オフセット認証制度実施規則改定 新旧対応表

新 (Ver.5.0)		旧 (改定 4 版)	
前文	「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 —(Ver. 1.0) 」	前文	「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 (Ver. 1.0)」
9 条 2 項	(認証センター <u>及び検証機関</u> の適格性) 第 9 条 認証センター及び要員の適格性については、別に定める文書に基づき定期的に評価し、運営委員会により承認を得る。 <u>2 本認証制度における適格検証機関とは、申請受理時点において、京都メカニズムにおける指定運営組織 (DOE) 又は認定独立組織 (AIE) として登録されている機関を指す。</u>	9 条	(認証センターの適格性) 第 9 条 認証センター及び要員の適格性については、別に定める文書に基づき定期的に評価し、運営委員会により承認を得る。
14 条 1 項	(申請者) 第 14 条 本認証制度においてカーボン・オフセットの案件の認証取得の申請を行うことができる者は、第 6 条の制度参加者であって、カーボン・オフセットラベル使用の対象となる商品・サービス、会議・イベント、自己活動（以下「商品等」という）の提供あるいは実施を現に行っており、かつ <u>これらの実施状況等を本制度の条件及び趣旨に従ってこれらの提供あるいは実施を行うことができる者とする。</u> ただし、国又は地方公共団体が関与して、特定の活動のために期間を限定してその活動を遂行するために事務局等を設置し、かつ国又は地方公共団体による事務局等の設置根拠が明示される場合に限り、事務局名等で申請をすることができる。	14 条 1 項	(申請者) 第 14 条 本認証制度においてカーボン・オフセットの案件の認証取得の申請を行うことができる者は、第 6 条の制度参加者であって、カーボン・オフセットラベル使用の対象となる商品・サービス、会議・イベント、自己活動（以下「商品等」という）の提供あるいは実施を現に行っており、かつこれらの実施状況等を本制度の条件及び趣旨に従って行うことができる者とする。ただし、国又は地方公共団体が関与して、特定の活動のために期間を限定してその活動を遂行するために事務局等を設置し、かつ国又は地方公共団体による事務局等の設置根拠が明示される場合に限り、事務局名等で申請をすることができる。

15条 7項 8項	<p><u>7 申請者の責めに帰すべき事由により申請案件が本審査の対象とならなかった場合、認証取得者は、認証センターに対し、既に支払われた手数料の返還を求めることはできない。</u></p> <p>87 第1項及び前項における手数料については、運営経費や申請案件数、当該申請に含まれるカーボン・オフセットの取組の内容及び件数等を勘案し、運営委員会において合理的に定める。</p>	15条 7項	<p>7 第1項及び前項における手数料については、運営経費や申請案件数、当該申請に含まれるカーボン・オフセットの取組の内容及び件数等を勘案し、運営委員会において合理的に定める。</p>
18条 1項	<p>第18条 前条第1項における本審査の結果、認証基準にすべて適合していると認証委員会が判断した場合には、認証委員会は認証を与え、認証センターは認証結果を当該案件の申請者に通知するとともに、運営委員会に報告する <u>(以下、認証委員会が認証を与えた日を「認証決定日」という)</u>。本制度に基づく認証は、認証基準に基づくオフセット済み認証及びオフセット予定認証からなる。</p>	18条 1項	<p>第18条 前条第1項における本審査の結果、認証基準にすべて適合していると認証委員会が判断した場合には、認証委員会は認証を与え、認証センターは認証結果を当該案件の申請者に通知するとともに、運営委員会に報告する。本制度に基づく認証は、認証基準に基づくオフセット済み認証及びオフセット予定認証からなる。</p>
19条	<p>第19条 認証センターは、前条に基づく認証が得られた申請者（仮認証を取得した申請者については、前条第2項に基づきオフセット済み認証の効力が発生したことを意味し、以下同様とする。また、以下、かかる資格における申請者を「認証取得者」という。）に対して、<u>認証センターより認証委員会名で認証書が発行され、する。</u></p> <p>2—認証取得者は、<u>認証基準、制度文書及び別に定める約款を遵守するこ</u></p>	19条	<p>第19条 認証センターは、前条に基づく認証が得られた申請者（仮認証を取得した申請者については、前条第2項に基づきオフセット済み認証の効力が発生したことを意味し、以下同様とする。また、以下、かかる資格における申請者を「認証取得者」という。）に対して、認証委員会名で認証書を発行する。</p> <p>2 認証取得者は、認証基準、制度文書及び別に定める約款を遵守することを条件に、第21条に定める有効期</p>

	<p>とを条件に、第 21 条に定める有効期間中、当該認証書を外部に公表することができる。また、認証取得者は、第 21 条に定める有効期間中、許諾を得た認証対象についてのみ認証を取得した事実を公表し、かつカーボン・オフセットラベルを使用する権利（以下「認証等の権利」という。）を有する。</p> <p>23 カーボン・オフセットラベルは社団法人海外環境協力センター（以下「当社団」という。）が意匠設計し、商標登録申請をされ行っているため、認証センター及び当社団は、カーボン・オフセットラベルが不正に使用された場合には、認証取得者の認証等の権利を取り消しするとともに、法的措置を取ることができる。</p> <p>34 認証センターは、運営委員会の指導のもと、第 8 条第 1 項並びに第 2 項に基づく認証案件の案件情報管理に係る実務を遂行し、ウェブページ上に第 818 条第 1 項、並びに第 2 項並びに第 3 項の認証結果を公開する。</p>		<p>間中、認証書を外部に公表することができる。また、認証取得者は、第 21 条に定める有効期間中、許諾を得た認証対象についてのみ認証を取得した事実を公表し、かつカーボン・オフセットラベルを使用する権利（以下「認証等の権利」という。）を有する。</p> <p>3 カーボン・オフセットラベルは社団法人海外環境協力センター（以下「当社団」という。）が意匠設計し、商標登録申請を行っているため、認証センター及び当社団は、カーボン・オフセットラベルが不正に使用された場合には、認証取得者の認証等の権利を取り消しするとともに、法的措置を取ることができる。</p> <p>4 認証センターは、運営委員会の指導のもと、第 8 条第 1 項並びに第 2 項に基づく認証案件の案件情報管理に係る実務を遂行し、ウェブページ上に第 8 条第 1 項並びに第 2 項の認証結果を公開する。</p>
21 条	<p>第 21 条 認証等の権利が存続する期間（以下、本章において「有効期間」という。）は、認証の一時停止、取消又は取り下げがない限り、第 18 条第 1 項及び第 3 項の認証決定日（仮認証を取得した申請者については、第 18 条第 2 項に基づきオフセット済み認証の効力が発生した日を意味するものとし、以下、同様とする。）又はその後の日で申請者が希望する日（以下「有効期間開始日」という。）</p>	21 条	<p>第 21 条 認証等の権利が存続する期間（以下、本章において「有効期間」という。）は、認証の一時停止、取消又は取り下げがない限り、第 18 条第 1 項及び第 3 項の認証決定日（仮認証を取得した申請者については、第 18 条第 2 項に基づきオフセット済み認証の効力が発生した日を意味するものとし、以下、同様とする。）又はその後の日で申請者が希望する日（以下「有効期間開始日」という。）から、</p>

	<p>から、申請され認証された有効期間満了日までとする。<u>ただし、有効期間開始日は認証決定日から1年以内の日に設定されるものとする。また、有効期間満了日は、当該有効期間開始日が属する前月の末日から起算して1年目の応答日までを最長として申請者が指定した日までとする。ただし、有効期間開始日は認証決定日から1年以内の日に設定されるものとする。</u></p> <p>2 認証取得者は、認証決定日から前項の有効期間開始日までは、認証等の権利を行使することはできない。<u>なおただし</u>、認証公表の準備を行うことはできる。</p> <p>3 認証を受けた案件において実施された無効化の効果を他の案件に及ぼすことはできない。ただし、付属書 D に記載された場合については、例外的な取扱いを認める。</p> <p>4 有効期間内に、認証基準や制度文書等が改定された場合においても、認証決定時の基準等を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。</p> <p><u>5 認証センターは、ホームページにおいて認証等の失効情報を提供する。</u></p>		<p>申請され認証された有効期間満了日までとする。有効期間は、当該有効期間開始日が属する前月の末日から起算して1年目の応答日までを最長として申請者が指定した日までとする。ただし、有効期間開始日は認証決定日から1年以内の日に設定されるものとする。</p> <p>2 認証取得者は、認証決定日から前項の有効期間開始日までは、認証等の権利を行使することはできない。ただし、認証公表の準備を行うことはできる。</p> <p>3 認証を受けた案件において実施された無効化の効果を他の案件に及ぼすことはできない。ただし、付属書 D に記載された場合については、例外的な取扱いを認める。</p> <p>4 有効期間内に、認証基準や制度文書等が改定された場合においても、認証時の基準等を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。</p> <p>5 認証センターは、ホームページにおいて認証等の失効情報を提供する。</p>
18条 4項	<p>4 認証取得者は、認証センターに対し、それぞれに掲げる期限までに下記事項について書面又は電磁的方法により報告しなければならない。ただし、電磁的方法による報告については認証センターによる受領確認の通知をもって受領とみなす。</p> <p>(1) オフセット済み認証に関する</p>	18条 4項	<p>4 認証取得者は、認証センターに対し、それぞれに掲げる期限までに下記事項について書面又は電磁的方法により報告しなければならない。ただし、電磁的方法による報告については認証センターによる受領確認の通知をもって受領とみなす。</p> <p>(4) オフセット済み認証に関する</p>

	<p>仮認証、またはオフセット予定認証として認証を受けた認証取得者については、前項に定める無効化後 10 営業日以内に、無効化確定報告書を提出しなければならない。</p> <p>(2) カーボン・オフセットラベル又は認証情報を付した印刷物等を広く配布する必要がある場合は、事前にラベル使用等報告書とともに当該印刷物等の見本を認証センターに対して事前に提出しなければならない。</p> <p>(3) 有効期間満了後 <u>6 カ月以内</u>に、時には、遅滞なく有効期間満了報告書を提出しなければならない。</p>		<p>仮認証、またはオフセット予定認証として認証を受けた認証取得者については、前項に定める無効化後 10 営業日以内に、無効化確定報告書を提出しなければならない。</p> <p>(5) カーボン・オフセットラベル又は認証情報を付した印刷物等を広く配布する必要がある場合は、事前にラベル使用等報告書とともに当該印刷物等の見本を認証センターに対して事前に提出しなければならない。</p> <p>(6) 有効期間満了時には、遅滞なく有効期間満了報告書を提出しなければならない。</p>
36 条	<p>(業務確認に伴う結果と発生する権利)</p> <p>第 36 条 前条第 1 項に基づく確認が得られた制度参加者（以下「情報公開対象者」という。）は、認証基準、制度文書並びに別に定める約款を遵守することを前提に、「あんしんプロバイダー」の名称を使用することができる。</p> <p>2 「あんしんプロバイダー」は当社団が商標登録され申請を行っているため、認証センター及び当社団は、名称が不正に使用された場合には、情報公開対象者の名称使用権を停止するとともに、法的措置を取ることができる。</p>	36 条	<p>(業務確認に伴う結果と発生する権利)</p> <p>第 36 条 前条第 1 項に基づく確認が得られた制度参加者（以下「情報公開対象者」という。）は、認証基準、制度文書並びに別に定める約款を遵守することを前提に、「あんしんプロバイダー」の名称を使用することができる。</p> <p>2 「あんしんプロバイダー」は当社団が商標登録申請を行っているため、認証センター及び当社団は、名称が不正に使用された場合には、情報公開対象者の名称使用権を停止するとともに、法的措置を取ることができる。</p>
37 条 1 項 2 項	<p>(情報公開及び名称使用の期限)</p> <p>第 37 条 情報公開ならびに「あんしんプロバイダー」の名称使用の有効</p>	37 条 1 項 2 項	<p>(情報公開及び名称使用の期限)</p> <p>第 37 条 情報公開ならびに「あんしんプロバイダー」の名称使用の有効期</p>

	<p>期間（以下、本章において「有効期間」という。）は、一時停止、又は取り下げがない限り、<u>認証委員会確認情報公開日（以下、「有効期間開始日」という）から、有効期間満了日までとする。有効期間満了日は、有効期間開始日の前月の末日から起算して1年目の応答日までを最長とする。</u></p> <p>2 有効期間内に、認証基準や制度文書等が改定された場合においても、<u>認証委員会確認時情報公開日</u>の基準等を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。</p>		<p>間（以下、本章において「有効期間」という。）は、一時停止、又は取り下げがない限り、情報公開日の前月の末日から起算して1年目の応答日までを最長とする。</p> <p>2 有効期間内に、認証基準や制度文書等が改定された場合においても、情報公開日の基準等を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。</p>
付 属 書 C	<p>付 属 書 C： <u>環境省カーボン・オフセット</u>モデル事業の取り扱い</p> <p><u>（I-2 会議・イベント開催オフセットの申請者）</u></p> <p><u>1. 環境省カーボン・オフセットモデル事業として採択された I-2 会議・イベント開催オフセットの取組については、申請者と会議・イベントの開催主体が国又は開催地の地方公共団体の場合に限り、開催主体の協力が確実に得られると認められる場合には、開催主体以外の者が当該会議・イベントオフセットについての適性管理義務を負うことを前提に申請者となることができる。</u></p> <p>（環境省が指定した手数料）</p> <p>1.2. <u>環境省カーボン・オフセットの</u>モデル事業として採択された取組が、本認証制度における案件</p>	付 属 書 C	<p>付 属 書 C： モデル事業の取り扱い（環境省が指定した手数料）</p> <p>1. 環境省のモデル事業として採択された取組が、本認証制度における案件として第 15 条の申請を行う場合には、第 15 条第 1 項に基づく手数料のうち、環境省が指定した部分の支払いについては、審査結果確定後に支払うものとする。</p>

	<p>として第 15 条の申請を行う場合には、第 15 条第 1 項に基づく手数料のうち、環境省が指定した部分の支払いについては、審査結果確定後に支払うものとする。</p>		
付 属 書 E	<p><u>付属書 E：認証決定日前の活動に対する認証等の権利付与条件（平成 22 年度基準）</u></p> <p><u>本認証制度の品質を保持するために、認証の対象とする活動期間開始日が認証決定日以前の活動に対する認証委員会における認証等の権利付与にあたっての条件を以下の通り設定する。</u></p> <p><u>（排出量の認識）</u></p> <p><u>1. 当該活動の期間開始時点から認証決定時まで、算定範囲の設定が同一であることを確認できること。</u></p> <p><u>2. 当該活動開始時点からの活動量、原単位ともに第三者が検証可能であること。具体的には、少なくとも当該活動開始時点から認証決定時までの活動量が全て記録されており、かつ、利用した原単位が、当該活動開始時点から認証決定時までの間の公開情報として確認することができること。</u></p> <p><u>（削減努力の実施）</u></p> <p><u>3. 当該活動開始時点から認証決定時までの間すでに実施されてき</u></p>	—	—

<p><u>たものであり、認証決定時以降も継続して実施する予定であることが確認できること。</u></p> <p><u>(情報提供)</u></p> <p><u>4. 当該活動の期間開始時点から認証決定時までの間に公開・情報提供された内容と認証決定時以降の内容とが整合していることを確認できること。</u></p> <p><u>5. 算定範囲、算定方法、削減努力、排出量の埋め合わせ等の内容について、当該活動期間開始時点から認証決定時までと認証決定時以降で変更がない旨を記載すること。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>6. 認証対象活動開始後 1 年以内に認証を取得すること。</u></p> <p><u>7. 認証の対象とする活動期間開始日が認証決定日以前の場合は、当該活動期間開始日が属する前月の末日から起算して 1 年目の応答日までを最長として申請者が指定した日までとする。</u></p> <p><u>附則（平成 22 年 12 月 9 日運営委員会の決議による付属書 C の取り扱い）</u></p> <p><u>この規定は、平成 22 年度に申請された審査対象案件について、適用する。なお、平成 23 年 4 月 1 日以降についての付属書 E の取扱いについては平成 23 年度の検討事項とする。</u></p>		
---	--	--